

旧市役所庁舎及び旧市立安芸中学校跡地活用に係る民間活力導入可能性調査委託業務
に係る公募型プロポーザル審査要領

1. 目的

この要領は、安芸市が実施する旧市役所庁舎及び旧市立安芸中学校跡地活用に係る民間活力導入可能性調査委託業務に関する公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という）の審査について必要な事項を定める。

2. 審査の項目及び点数

総合点数は 100 点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

- (1) 定量的事項に係る審査 (15 点)
- (2) 定性的事項に係る審査 (85 点)

3. 審査方法等

旧市役所庁舎及び旧市立安芸中学校跡地活用に係る民間活力導入可能性調査委託業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）では、「旧市役所庁舎及び旧市立安芸中学校跡地活用に係る民間活力導入可能性調査委託業務公募型プロポーザル実施要領」に基づき提出された企画提案書と審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行う。

(1) 日程・場所

日程：令和 6 年 5 月 8 日（水）

場所：安芸市役所内（予定）

(2) 審査委員会におけるプレゼンテーション

- ①プレゼンテーションには、原則として契約締結後に業務責任者になる予定の者の出席を必須とし、出席者は説明者（パソコン操作員等）を含め 3 名以内とする。
- ②プレゼンテーションの場所・時間については、開催通知にて通知する。
- ③プレゼンテーション 20 分以内、ヒアリング 10 分以内 計 30 分以内。
- ④プレゼンテーションの順番は、提案書等の提出順とする。

(3) 実施方法

プレゼンテーション実施方法については、令和 6 年 4 月 17 日（水）の参加資格結果通知以降において、本市と個別相談の上、下記のいずれかの方法により実施する。

【オンライン】

- ①プレゼンテーションに使用する会議ツールは、Zoom とする。
- ②本市が事前に通知する日程、方法により、事前接続テストを行う。
- ③プレゼンテーション会場において、スクリーン、プロジェクター、パソコン用スピーカー等は、企画調整課が準備する。

【対 面】

- ①スクリーン、プロジェクター、パソコン用スピーカー等を企画調整課が準備する。その他については、事業者が準備すること。

(4) 審査方法

- ①各審査委員は、各参加者のプレゼンテーションと質疑の終了後、別紙「審査項目」の内容に基づき審査を実施する。
- ②すべての参加者の審査終了と同時に、各審査委員の審査結果を集計し、候補者と次点者を決定する。
- ③審査委員の各評価項目を合計した評価点が、審査委員から最も多く第1位の順位を獲得した者を「候補者」に、2番目に多く第1位の順位を獲得した者を「次点者」として選定する。
第1位の順位を獲得した者が同数の場合は、第2位を最も多く獲得した者から順に、候補者、次点者を選定する。第1位、第2位獲得数が同数の場合は、企画提案書テーマ③「適切な事業手法の選定について」の評価が高い方を受託候補者として選定する。
- ④参加資格者が1者の場合であっても、審査及び評価を行い、基準（審査会委員全員の評価点の合計が、当該配点の合計の6割を超えていること）を満たしていると判断した場合は受託候補者として選定する。
- ⑤審査結果等についての異議申立ては、一切受け付けない。

提案内容の評価

- ①提案内容及びプレゼンテーションについては、企画提案内容（企画提案書・プレゼンテーション・ヒアリング内容）をもとに、審査委員が採点した得点の合計点とする。
- ②見積書及び内訳書については、提出された見積書及び内訳書をもとに、次の算定式に基づき、事務局において採点する。

$$\text{価格評価点} = \text{配点（5点）} \times \text{全体の最低提案額} \div \text{当該提案額}$$

※小数点以下の端数が生じた場合は、少数点以下を四捨五入する。

提案内容

100点満点

審査区分	評価項目	評価の着目点	配点
定量的事項に係る審査	参加者の実力	PPP/PFI手法における民間活力導入可能性調査に関連した同種又は類似業務の受注実績	5
	担当チームの能力	管理技術者及び担当技術者主任技術者が本業務と同種又は類似業務の実績を有しているか	10
定性的事項に係る審査	〈テーマ①〉 業務の実施方針と業務工程について	業務の遂行に対して、実施方針が明確で、具体的かつ実現可能な事業工程となっているか	20
	〈テーマ②〉 民間事業者の意向調査について	本事業に参画が想定される民間事業者への意向把握、参画可能性等を調査、分析する手法について提案力を有しているか	30
	〈テーマ③〉 適切な事業手法の選定について	最適な事業スキームの選定を行うため、官民役割分担やリスク分担、法規制等を調査、分析する手法について提案力を有しているか	30
	見積価格の妥当性	委託限度額以内であるか。 妥当な提案価格か。	5